

## 高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画の概要について

### 1 計画策定のポイント

介護保険制度は、急速な高齢化の進展に伴う介護等の高齢者問題を社会全体で支える仕組みとして、平成 12 年 4 月に施行されてから着実に定着してきました。その後、平成 17 年に介護保険法の改正、平成 26 年には医療法、介護保険法等の改正が行われ、平成 29 年の介護保険制度改正において、地域包括ケアシステムを深化・推進させ、介護保険制度の持続可能性を維持するため、市町村が保険者機能を発揮して地域の課題を分析した上で、高齢者がそれぞれの状況に応じて自立した生活を送るための取組を行うことが制度化されました。

国は「第 8 期介護保険事業（支援）計画」（2021～23 年度）の基本指針として、団塊の世代が 75 歳以上に到達する 2025 年と、生産年齢人口が急速に減少する 2040 年に向けたサービス基盤や人材基盤の整備に関する記載などを充実させる方針を打ち出し、第 8 期計画において記載を充実する事項として、

- ① 「2025・2040 年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備」
  - ② 「地域共生社会の実現」
  - ③ 「介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）」
  - ④ 「有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に関する都道府県・市町村間の情報連携の強化」
  - ⑤ 「認知症施策推進大綱などを踏まえた認知症施策の推進」
  - ⑥ 「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保と業務効率化の取り組みの強化」
  - ⑦ 「災害や感染症対策に係る体制整備」
- の 7 点があげられています。

#### 第 7 期計画基本指針

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

平成 30 年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進

「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

#### 第 8 期計画基本指針

2025・2040 年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

地域共生社会の実現

介護予防・健康づくり施策の充実・推進

有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

災害や感染症対策に係る体制整備

## 2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条第 1 項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

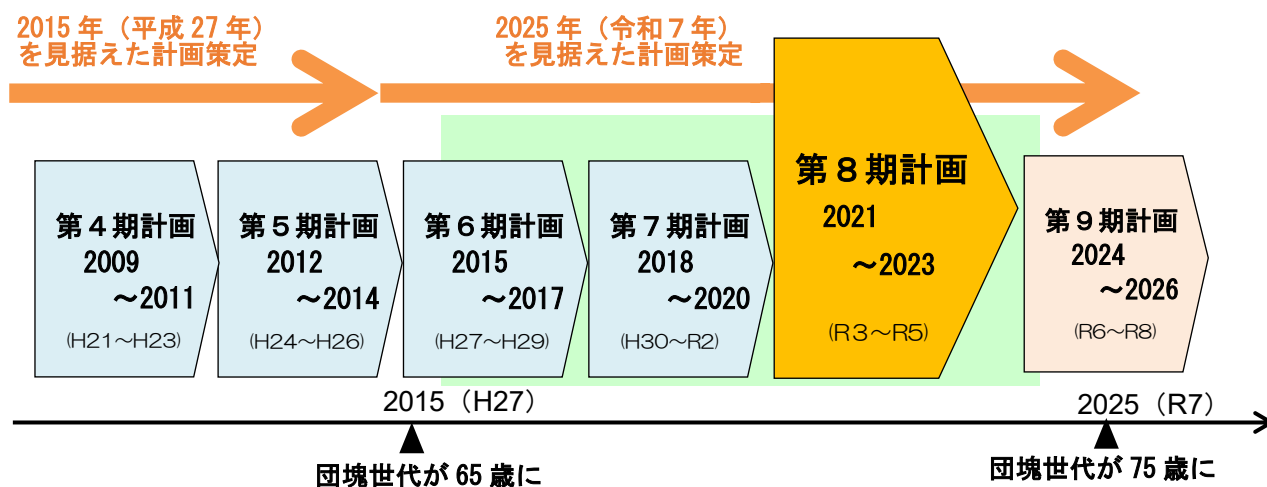
「老人福祉計画」は、長寿社会にふさわしい高齢者福祉の構築という課題に対して、本町が目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策の方向及び事業内容を定めるものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護サービスの事業量、保険料及び介護サービスを確保するための方策を定めるものであり、制度の円滑な実施に向けた取組内容を定める計画です。

	根拠法令	性格
老人福祉計画	老人福祉法 (第 20 条の 8 第 1 項)	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画
介護保険事業計画	介護保険法 (第 117 条第 1 項)	基本指針に即して、3 年を 1 期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

## 3 計画の期間

本計画は、令和 3 年度を初年度とし、令和 5 年度までの 3 か年を対象期間とします。また、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）、更には 2040 年（令和 22 年）を見据えた計画となります。



### (1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。

※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。

※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

### (2) 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

### (3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。  
（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）

○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載

○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載

○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

### (4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載

○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

**(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進**

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。(普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。)
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

**(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化**

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

**(7) 災害や感染症対策に係る体制整備**

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載